

新ファンド：ジェイリバイブ IIのご案内

2015年7月吉日



2015年7月10日、弊社では新ファンド「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）/愛称jrevive II」を設定いたしました。本ファンドは、堅調なパフォーマンスによりご好評頂いております。「ジェイリバイブ」の姉妹ファンドとして設定したものです。

SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）/愛称 jrevive IIについて

1. 既存ファンド「ジェイリバイブ」との違い

- 「ジェイリバイブ II」と「ジェイリバイブ」の主な違いは、以下の3点です。
※既存ファンド「ジェイリバイブ」とは、「SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（愛称jrevive）（平成18年7月31日設定）」を指します。

既存ファンド「ジェイリバイブ」との違い

「ジェイリバイブ II」では、

1 金額買付、積立買付、NISA買付に対応可能となりました。

既存ファンド「ジェイリバイブ」では口数買付の対応のみとなっておりますが、「ジェイリバイブ II」では金額買付及び積立買付にも対応可能となりました。またNISA買付にも対応しております。

2 年1回の決算日が、年2回に増えました。

「ジェイリバイブ II」は年2回決算型であり、ファンドの利益部分については、分配の対象となります(注)。利益確定のタイミングの判断は難しいですが、定期的に利益確定ができるようになるため、中長期で保有する上での利便性が高まったと言えます。※（ご購入のタイミングによっては分配金が利益とならない場合もございます。）

3 運用管理費用（信託報酬）が低下しました。

既存ファンド「ジェイリバイブ」と比べ、運用管理費用（信託報酬）が年0.02%（税抜）低下しました。
※運用管理費用（信託報酬）：既存ファンド「ジェイリバイブ」年1.836%（税抜：年1.7%）→「ジェイリバイブ II」年1.8144%（税抜：年1.68%）

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

2. 運用手法は既存ファンドと変更なし

- 「ジェイリバイブ II」の運用手法については、良好なパフォーマンスを上げている既存ファンド、「ジェイリバイブ」と変更はありません。本ファンドはファミリーファンド形式で運用を行います。マザーファンドは既存ファンド「ジェイリバイブ」と同一のファンドであるため、運用手法の変更はありません。



○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目録見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

新ファンド：ジェイリバイブ IIのご案内

2015年7月吉日

ご留意事項

投資リスク

《 基準価額の変動要因 》

本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

| | |
|---------|---|
| 価格変動リスク | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。 |
| 流動性リスク | 株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 |
| 信用リスク | 投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。 |

※リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

新ファンド：ジェイリバイブ IIのご案内

2015年7月吉日

<お申込メモ>

| | |
|---------------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。） |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額となります。換金手数料はかかりません。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。 |
| 購入の申込期間 | 当初申込期間：平成27年7月1日（水）～平成27年7月9日（木） 継続申込期間：平成27年7月10日（金）～平成28年10月21日（金） ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込 受付の中止 及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限（設定日：平成27年7月10日（金）） |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 年2回（原則として1月と7月の各22日。休業日の場合は翌営業日。） |
| 収益分配 | 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 500億円 |
| 公告 | 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。 |
| 運用報告書 | ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用※があります。※ 株式投資信託（一部のETFを除く）にかかる益金不算入制度は、法令改正により、2015年4月1日以降に開始する法人の事業年度については適用されません。 * 税法が改正された場合には、変更となる場合があります。 |

<ファンドの費用>

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込金額に**3.24%（税抜：3.0%）**を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。

信託財産留保額 換金申込受付日の基準価額に**0.3%**を乗じて得た金額とします。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|------------------|---|--------------------|---------------------|
| 運用管理費用 （信託報酬） | ファンドの日々の純資産総額に年1.8144%（税抜：年1.68%）を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期末及び信託終了のときにファンドから支払われます。 | | |
| | 運用管理費用（信託報酬） | | 年1.8144%（税抜：年1.68%） |
| | 内訳 | （委託会社） | 年1.0368%（税抜：年0.96%） |
| | | （販売会社） | 年0.7236%（税抜：年0.67%） |
| （受託会社） | | 年0.054%（税抜：年0.05%） | |
| その他の費用 及び手数料 | ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。これらの費用は、監査費用を運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。 | | |

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会（信託財産の運用指図、投資信託説明書（交付目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。）

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金等の受付を行います。）

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。